

さいたま市公共事業評価審議会運営規程（案） 新旧対照表

新	R1.11.22 時点
<p>さいたま市公共事業評価審議会運営規程（案）</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、さいたま市公共事業評価審議会条例（令和元年さいたま市条例第26号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、さいたま市公共事業評価審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（会長の任期）</p> <p>第2条 会長の任期は委員の在任期間とする。ただし、会長が欠けた場合における新たに選任された会長の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>（招集）</p> <p>第3条 会長は、審議会開催の日の7日前までに、審議会開催の日時、場所及び協議の事項を委員に通知しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りではない。</p> <p>（会議の公開）</p> <p>第4条 審議会は、原則公開するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。</p> <p>(1) 他の法令等により公開しないこととされている場合</p> <p>(2) 不開示情報に該当する事項について審議し、又は意見を聴取する場合</p> <p>(3) 会議を公開することにより、当該会議の適切な運営に著しい支障が生ずると認められる場合</p> <p>(4) 前各号に定めるほか、会長が認める場合、又は審議会が公開しない旨を決議した場合</p> <p>（会議録）</p> <p>第5条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。</p>	<p>さいたま市公共事業評価審議会運営規程（案）</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、さいたま市公共事業評価審議会条例（令和元年さいたま市条例第26号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、さいたま市公共事業評価審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（会長の任期）</p> <p>第2条 会長の任期は委員の在任期間とする。ただし、会長が欠けた場合における新たに選任された会長の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>（招集）</p> <p>第3条 会長は、審議会開催の日の7日前までに、審議会開催の日時、場所及び協議の事項を委員に通知しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りではない。</p> <p>（会議の公開）</p> <p>第4条 審議会は、原則公開するものとする。ただし、会長が認めるとき、又は委員会が公開しない旨を決議したときは、この限りではない。</p> <p>（会議録）</p> <p>第5条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。</p>

<p>(1) 審議会の日時及び場所 (2) 出席した委員 (3) 審議の経過 2 会議録には、会長の指名した2人以上の委員が署名しなければならない。 (その他) 第6条 この規定に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>附 則 (施行期日) この規定は、令和元年11月1日から施行する。</p>	<p>(1) 審議会の日時及び場所 (2) 出席した委員 (3) 審議の経過 2 会議録には、会長の指名した2人以上の委員が署名しなければならない。 (その他) 第6条 この規定に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>附 則 (施行期日) この規定は、令和元年11月1日から施行する。</p>
--	--